

令和 8 年 2 月

郡山地方広域消防組合議会定例会議案

(2 月 3 日提出)

目 次

議案第 1 号	令和 7 年度郡山地方広域消防組合一般会計補正予算（第 2 号）	3
議案第 2 号	郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	24
議案第 3 号	郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第 4 号	令和 8 年度郡山地方広域消防組合一般会計予算	47
議案第 5 号	郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例	87
議案第 6 号	郡山地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	97
議案第 7 号	専決処分の承認を求めることについて	101

令和 7 年度郡山地方広域消防組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度郡山地方広域消防組合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 41,135 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6,231,678 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

令和 8 年 2 月 3 日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		4,472,434	△10,445	4,461,989
	1 分担金	4,456,627	△10,445	4,446,182
5 財産収入		1,453	809	2,262
	1 財産運用収入	652	809	1,461
6 繰入金		52,084	42,439	94,523
	1 基金繰入金	52,084	42,439	94,523
8 諸収入		8,298	8,332	16,630
	2 雑入	8,198	8,332	16,530
歳 入 合 計		6,190,543	41,135	6,231,678

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		237,329	809	238,138
	1 総務管理費	237,322	809	238,131
3 消防費		5,753,107	40,326	5,793,433
	1 消防費	5,753,107	40,326	5,793,433
歳 出	合 計	6,190,543	41,135	6,231,678

第 2 表 継 続 費 補 正
(変更)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
3 消防費	1 消防費	田村消防署三春分署移転整備 に係る基本設計・実施設計業 務	千円 37,113	7	千円 14,845	千円 36,300	7	千円 4,400
				8	22,268		8	31,900

第 3 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
3 消防費	1 消防費	消防車両整備事業費（単独）	千円 52,250

第 4 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎清掃業務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	千円 11,660
仮眠用寝具賃借料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	5,335
自家用電気工作物保安管理業務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,310
消防本部庁舎エレベーター保守管理業務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,870
消防指令センター設備及び消防救急デジタル無線システム 保守管理業務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	47,063
119番通報に係る多言語通訳業務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	130
消防クラウドHUBシステム使用料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	5,432

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金	4,472,434	△10,445	4,461,989
2 使用料及び手数料	4,939	0	4,939
3 国庫支出金	23,596	0	23,596
4 県支出金	1,114	0	1,114
5 財産収入	1,453	809	2,262
6 繰入金	52,084	42,439	94,523
7 繰越金	77,025	0	77,025
8 諸収入	8,298	8,332	16,630
9 組合債	1,549,600	0	1,549,600
歳 入 合 計	6,190,543	41,135	6,231,678

郡山地方広域消防組合一般会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	組合債	その他	
1 議会費	572	0	572				
2 総務費	237,329	809	238,138			809	
3 消防費	5,753,107	40,326	5,793,433			29,806	10,520
4 公債費	181,535	0	181,535				
5 予備費	18,000	0	18,000				
歳出合計	6,190,543	41,135	6,231,678			30,615	10,520

郡山地方広域消防組合一般会計

2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 消防費分担金	4,456,627	△ 10,445	4,446,182	1 消防費分担金	△ 10,445	三春分署庁舎移転整備事業に係る分担金 △ 10,445
計	4,456,627	△ 10,445	4,446,182			

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	300	809	1,109	1 利子及び配当金	809	財政調整基金利子 419 退職手当基金利子 390
計	652	809	1,461			

(款) 6 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 退職手当基金繰入金	52,084	31,919	84,003	1 退職手当基金繰入金	31,919	退職手当基金繰入金 31,919
2 財政調整基金繰入金	0	10,520	10,520	1 財政調整基金繰入金	10,520	財政調整基金繰入金 10,520

1款 分担金及び負担金

5款 財産収入

6款 繰入金

(款) 6 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	52,084	42,439	94,523			

(款) 8 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	8,198	8,332	16,530	2 雑入	8,332	消防広域応援交付金 8,332
計	8,198	8,332	16,530			

6款 繰入金

8款 諸収入

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金費	237,322	809	238,131	特定財源 809	24 積立金	809	◎財政調整基金費 419
				その他 809			◎退職手当基金費 390
				特定財源の内訳			
				(他) 財政調整基金利子 419			
				(他) 退職手当基金利子 390			
計	237,322	809	238,131	特定財源 809 その他 809			

(款) 3 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費	5,255,266	50,771	5,306,037	特定財源 40,251	1 報酬	242	◎職員給与費 69,045
				その他 40,251	2 給料	36,034	◎職員研修費 △547
				一般財源 10,520	3 職員手当等	44,220	◎職員福利厚生費 △2,326
					4 共済費	△11,427	◎一般管理費 △572
				特定財源の内訳	7 報償費	△46	◎署所運営管理費 △11,541
				(他) 退職手当基金繰入金 31,919	8 旅費	△541	◎職員被服給貸与費 △500
				(他) 消防広域応援交付金 8,332	10 需用費	△14,139	◎危険物規制検査活動
					11 役務費	△187	管理費 △400

2款 総務費

3款 消防費

(款) 3 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費					12 委託料	△2,583	◎査察調査活動管理費 △46
					18 負担金補助 及び交付金	△802	◎救助活動管理費 △244 ◎消防車両運行管理費 △2,098
2 消防施設費	497,841	△10,445	487,396	特定財源 △10,445	12 委託料	△10,445	◎消防庁舎施設建設費 △10,445
				その他 △10,445			
	特定財源の内訳 (他) 三春分署庁舎移転整備事業に係る分担金 △10,445						
計	5,753,107	40,326	5,793,433	特定財源 29,806 その他 29,806 一般財源 10,520			

3款 消防費

給 与 費 明 細 書

一般職
(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5) [2] 403	4,044	1,667,085	1,306,100	2,977,229	593,802	3,571,031	
補正前	(5) [2] 406	3,802	1,631,051	1,261,880	2,896,733	605,229	3,501,962	
比 較	(0) [0] △ 3	242	36,034	44,220	80,496	△ 11,427	69,069	

() 内は、再任用短時間勤務職員（外書き）、[]内は、会計年度任用職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	74,676	47,473	32,739	30,000	153,043	138,030	18,200
	補 正 前	74,676	47,473	32,739	30,000	153,043	138,030	18,200
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	宿日直手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給料の特別 調整額(千円)	単身赴任手当 (千円)
	補 正 後	0	75	370,482	305,625	11,400	38,518	0
	補 正 前	0	75	366,360	297,446	11,400	38,518	0
	比 較	0	0	4,122	8,179	0	0	0
	区 分	管理職員特別 勤務手当(千円)	退 職 手 当 (千円)					
	補 正 後	496	84,003					
	補 正 前	496	52,084					
	比 較	0	31,919					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	36,034	給与改定に伴う増減分	57,609	給与改定の状況 給料の単純引上率 3.58% 給与改定実施時期 令和7年4月
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 21,575	
職員手当	44,220	制度改正に伴う増減分	32,724	期末手当 17,615 勤勉手当 15,109
		その他の増減分	11,496	退職手当 31,919 その他 △ 20,423

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前年度末	当該年度	当該年度	翌 年 度	継続費の	
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳				末までの 支 出 額	までの支出 (見込)額	支 出 予 定 額	末までの 支出予定額	以降支出 予 定 額	総 額 に 対 する 進 捗 率
						特 定 財 源			一般財源						
						国県支出金	組 合 債	そ の 他							
3 消防費	1 消防費	田村消防署 三春分署庁 舎移転整備 に係る基本 設計・実施 設計業務	7	補正前 の 額	14,845		3,700	11,145				14,845	14,845		
				補正額	△ 10,445		△ 3,700	△ 6,745			△ 10,445	△ 10,445			
				補正後 の 額	4,400		0	4,400			4,400	4,400		12.1	
			8	補正前 の 額	22,268		16,700	5,568						22,268	
				補正額	9,632		△ 16,700	26,332						9,632	
				補正後 の 額	31,900		0	31,900						31,900	87.9
			計	補正前 の 額	37,113		20,400	16,713				14,845	14,845	22,268	
				補正額	△ 813		△ 20,400	19,587				△ 10,445	△ 10,445	9,632	
				補正後 の 額	36,300		0	36,300				4,400	4,400	31,900	100.0

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	組 合 債	そ の 他	
庁舎清掃業務委託料	11,660			令和7年度 令和8年度	11,660				11,660
仮眠用寝具賃借料	5,335			令和7年度 令和8年度	5,335				5,335
自家用電気工作物保安管理業務委託料	2,310			令和7年度 令和8年度	2,310				2,310
消防本部庁舎エレベーター保守管理業務委託料	1,870			令和7年度 令和8年度	1,870				1,870
消防指令センター設備及び消防救急デジタル無線システム保守管理業務委託料	47,063			令和7年度 令和8年度	47,063				47,063
119番通報に係る多言語通訳業務委託料	130			令和7年度 令和8年度	130				130
消防クラウドHUBシステム使用料	5,432			令和7年度 令和8年度	5,432				5,432

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元金償還見込額			
1 普 通 債	1,197,612	1,611,011	補正前の額	1,533,900	171,447	補正前の額	2,973,464
			補 正 額	0		補 正 額	0
			補正後の額	1,533,900		補正後の額	2,973,464
(1) 消防	1,197,612	1,611,011	補正前の額	1,533,900	171,447	補正前の額	2,973,464
			補 正 額	0		補 正 額	0
			補正後の額	1,533,900		補正後の額	2,973,464
合 計	1,197,612	1,611,011	補正前の額	1,533,900	171,447	補正前の額	2,973,464
			補 正 額	0		補 正 額	0
			補正後の額	1,533,900		補正後の額	2,973,464

(予 算 資 料)

1 令和7年度一般会計補正予算

(単位 千円)

会 計 名	補正前の額	補正額	計
一 般 会 計	6,190,543	41,135	6,231,678
合 計	6,190,543	41,135	6,231,678

２ 一 般 会 計 歳 出 補 正 予 算 節 別 一 覧 表

(単位 千円)

款 名 節 名	議会費	総務費	消防費	公債費	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬			242			242	3,925	4,167
2 給料			36,034			36,034	1,631,051	1,667,085
3 職員手当等			44,220			44,220	1,332,420	1,376,640
4 共済費			△ 11,427			△ 11,427	605,229	593,802
7 報償費			△ 46			△ 46	941	895
8 旅費			△ 541			△ 541	11,711	11,170
9 交際費						0	150	150
10 需用費			△ 14,139			△ 14,139	244,467	230,328
11 役務費			△ 187			△ 187	45,599	45,412
12 委託料			△ 13,028			△ 13,028	1,299,342	1,286,314
13 使用料及び賃借料						0	91,650	91,650
14 工事請負費						0	318,603	318,603
17 備品購入費						0	150,972	150,972
18 負担金補助及び交付金			△ 802			△ 802	15,770	14,968
22 償還金利子及び割引料						0	181,535	181,535
24 積立金		809				809	237,322	238,131
26 公課費						0	1,856	1,856
予備費						0	18,000	18,000
歳 出 合 計	0	809	40,326	0	0	41,135	6,190,543	6,231,678

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款 名 性質別名	議会費	総務費	消防費	公債費	予備費	計	補正前の額	合計
1 人件費			69,069			69,069	3,451,851	3,520,920
うち職員給			69,069			69,069	2,840,847	2,909,916
2 扶助費						0	70,540	70,540
3 公債費						0	181,535	181,535
4 物件費			△ 17,450			△ 17,450	1,713,786	1,696,336
5 維持補修費						0	24,220	24,220
6 補助費等			△ 848			△ 848	19,668	18,820
7 積立金		809				809	237,322	238,131
8 普通建設事業費			△ 10,445			△ 10,445	473,621	463,176
(1) 補助事業費						0	30,261	30,261
(2) 単独事業費			△ 10,445			△ 10,445	443,360	432,915
9 予備費						0	18,000	18,000
歳 出 合 計	0	809	40,326	0	0	41,135	6,190,543	6,231,678

郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月3日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例（昭和48年郡山地方広域消防組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第25条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</u> 4～7 (略) (勤勉手当) 第26条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に	(期末手当) 第25条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第26条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に

掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～6 （略）

掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 （略）

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	199,400	246,300	281,100	315,500	339,600	374,900	430,500	483,000
	2	200,500	247,600	282,100	317,000	341,400	376,600	432,500	488,300
	3	201,700	249,000	283,100	318,600	343,300	378,300	434,400	493,300
	4	202,800	250,300	284,200	320,100	345,000	380,100	436,300	498,200
	5	204,000	251,700	285,300	321,500	346,700	381,900	438,100	502,200
	6	205,800	253,100	286,300	322,800	348,400	383,700	439,900	505,600
	7	207,400	254,500	287,300	324,100	350,100	385,400	441,800	508,500
	8	209,000	255,900	288,300	325,300	351,800	387,100	443,600	511,000

9	210, 600	257, 200	289, 300	326, 600	353, 600	388, 300	445, 500	513, 000
10	212, 400	258, 400	290, 400	328, 300	355, 400	390, 000	447, 000	
11	214, 100	259, 700	291, 400	330, 000	357, 200	391, 500	448, 400	
12	215, 800	261, 100	292, 700	331, 700	358, 900	393, 100	449, 900	
13	217, 300	262, 300	293, 700	333, 100	360, 600	395, 000	451, 500	
14	218, 900	263, 500	295, 100	334, 700	362, 200	397, 000	452, 800	
15	220, 400	264, 700	296, 200	336, 400	363, 900	398, 900	454, 100	
16	222, 100	265, 900	297, 400	338, 000	365, 400	400, 800	455, 300	
17	223, 400	266, 900	298, 600	339, 500	367, 000	402, 500	456, 400	
18	225, 000	268, 000	299, 900	341, 200	368, 800	404, 300	457, 700	
19	226, 600	269, 100	301, 100	342, 900	370, 500	406, 000	459, 100	
20	228, 200	270, 200	302, 400	344, 700	372, 200	407, 800	460, 400	
21	229, 900	271, 300	303, 400	346, 300	373, 300	409, 300	461, 600	
22	231, 500	272, 300	304, 700	348, 100	374, 800	410, 700	462, 400	
23	233, 200	273, 300	305, 900	349, 800	376, 300	412, 100	463, 200	
24	235, 000	274, 300	307, 300	351, 400	377, 800	413, 500	464, 000	
25	236, 700	275, 300	308, 700	353, 000	379, 600	415, 100	464, 600	
26	238, 400	276, 400	309, 700	354, 900	381, 400	416, 300	465, 200	
27	239, 900	277, 500	310, 800	356, 800	383, 000	417, 600	465, 800	
28	241, 300	278, 500	312, 000	358, 400	384, 900	418, 700	466, 500	
29	242, 500	279, 300	313, 400	359, 600	386, 400	419, 600	467, 200	
30	243, 500	280, 200	314, 700	361, 300	387, 700	420, 800	468, 000	
31	244, 500	281, 200	315, 900	363, 000	388, 900	421, 900	468, 500	
32	245, 500	282, 000	317, 000	364, 700	390, 300	423, 000	469, 200	
33	246, 500	282, 900	318, 200	366, 600	391, 400	423, 800	469, 700	
34	247, 700	283, 900	319, 600	368, 400	392, 400	424, 500	470, 100	
35	248, 800	284, 800	320, 900	370, 300	393, 400	425, 100	470, 500	
36	249, 700	285, 500	322, 200	372, 000	394, 400	425, 700	470, 900	

37	250, 500	286, 100	323, 600	373, 600	395, 400	426, 300	471, 400
38	251, 400	286, 700	325, 000	375, 100	396, 200	426, 900	471, 700
39	252, 300	287, 300	326, 400	376, 500	397, 100	427, 500	471, 900
40	253, 100	288, 000	327, 800	377, 900	397, 900	428, 100	472, 200
41	254, 000	288, 800	329, 200	379, 300	398, 800	428, 500	472, 500
42	254, 900	289, 600	330, 600	380, 200	399, 600	428, 700	472, 800
43	255, 600	290, 400	332, 000	381, 000	400, 300	429, 000	473, 100
44	256, 200	291, 100	333, 200	382, 000	401, 100	429, 300	473, 300
45	256, 900	291, 700	334, 400	383, 000	401, 800	429, 500	473, 600
46	257, 500	292, 400	335, 700	384, 100	402, 500	429, 900	
47	258, 100	293, 200	337, 000	385, 200	403, 200	430, 200	
48	258, 900	293, 900	338, 300	386, 100	403, 900	430, 400	
49	259, 700	294, 600	339, 300	387, 000	404, 500	430, 600	
50	260, 200	295, 400	340, 500	387, 700	405, 000	430, 800	
51	260, 700	296, 100	341, 700	388, 400	405, 600	431, 000	
52	261, 200	296, 900	343, 000	389, 000	406, 300	431, 300	
53	261, 600	297, 600	344, 400	389, 300	406, 800	431, 500	
54	262, 100	298, 200	345, 400	389, 900	407, 300	431, 800	
55	262, 600	299, 000	346, 500	390, 500	407, 900	432, 000	
56	263, 000	299, 600	347, 700	391, 200	408, 400	432, 300	
57	263, 500	300, 300	348, 600	391, 700	408, 800	432, 600	
58	264, 000	301, 000	349, 400	392, 400	409, 400	432, 900	
59	264, 300	301, 700	350, 100	393, 100	410, 000	433, 200	
60	264, 600	302, 400	350, 900	393, 600	410, 500	433, 400	
61	264, 900	303, 000	351, 600	394, 100	410, 800	433, 600	
62	265, 200	303, 600	352, 000	394, 600	411, 300	433, 800	
63	265, 500	304, 200	352, 700	395, 100	412, 000	434, 000	
64	265, 800	304, 900	353, 400	395, 700	412, 500	434, 200	

65	266, 100	305, 600	354, 000	396, 200	412, 800	434, 400
66	266, 400	306, 200	354, 700	396, 800	413, 300	434, 900
67	266, 700	306, 800	355, 400	397, 500	413, 500	435, 400
68	267, 000	307, 200	356, 000	398, 100	413, 900	435, 900
69	267, 300	307, 600	356, 600	398, 600	414, 200	436, 300
70	267, 600	308, 000	357, 200	399, 100	414, 500	436, 600
71	267, 900	308, 500	357, 800	399, 700	414, 800	437, 200
72	268, 200	309, 200	358, 300	400, 200	415, 000	437, 800
73	268, 500	309, 800	358, 600	400, 700	415, 200	438, 300
74	268, 800	310, 200	359, 100	401, 300	415, 600	438, 600
75	269, 100	310, 500	359, 500	401, 600	415, 900	439, 200
76	269, 400	310, 800	359, 900	402, 000	416, 100	439, 900
77	269, 700	311, 000	360, 300	402, 400	416, 300	440, 300
78	270, 000	311, 400	360, 800	402, 900	416, 900	
79	270, 300	311, 800	361, 300	403, 300	417, 500	
80	270, 600	312, 000	361, 800	403, 600	418, 100	
81	270, 900	312, 200	362, 200	404, 100	418, 500	
82	271, 200	312, 500	362, 600	404, 700	418, 900	
83	271, 500	312, 700	363, 000	405, 200	419, 300	
84	271, 800	312, 900	363, 400	405, 600	419, 900	
85	272, 100	313, 200	363, 700	405, 800	420, 400	
86	272, 400	313, 400	364, 200	406, 100	421, 000	
87	272, 700	313, 700	364, 600	406, 500	421, 700	
88	273, 000	314, 000	365, 000	406, 900	422, 400	
89	273, 300	314, 200	365, 200	407, 200	422, 900	
90	273, 600	314, 500	365, 600	407, 700	423, 500	
91	273, 900	314, 800	365, 900	408, 100	424, 200	
92	274, 200	315, 000	366, 300	408, 500	424, 900	

93	274, 500	315, 200	366, 600	408, 800	425, 400			
94		315, 500	366, 800					
95		315, 900	367, 100					
96		316, 300	367, 500					
97		316, 500	367, 900					
98		316, 800	368, 300					
99		317, 000	368, 700					
100		317, 400	369, 000					
101		317, 600	369, 500					
102		317, 900	369, 900					
103		318, 300	370, 300					
104		318, 600	370, 700					
105		318, 800	371, 100					
106		319, 100	371, 400					
107		319, 500	371, 800					
108		319, 800	372, 100					
109		320, 000	372, 500					
110		320, 300						
111		320, 700						
112		321, 000						
113		321, 200						
114		321, 600						
115		321, 800						
116		322, 200						
117		322, 400						
118		322, 600						
119		322, 900						
120		323, 100						

	121		323, 300						
	122		323, 600						
	123		323, 900						
	124		324, 200						
	125		324, 500						
定年前再任		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
用短時間勤		円	円	円	円	円	円	円	円
務職員		204, 600	232, 900	275, 600	296, 700	312, 700	339, 400	383, 500	418, 900

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	229, 700	251, 100	274, 200	312, 700	350, 800	373, 400	405, 500
務職員以外	2	232, 100	253, 300	276, 100	313, 700	352, 300	375, 100	407, 200
の職員	3	234, 500	255, 400	278, 300	314, 800	353, 800	377, 000	408, 900
	4	236, 900	257, 600	280, 400	315, 800	355, 500	378, 700	410, 800
	5	239, 100	259, 600	282, 200	316, 700	356, 800	380, 300	412, 400
	6	241, 300	261, 700	283, 500	317, 500	358, 400	382, 000	414, 100
	7	243, 700	263, 600	284, 800	318, 100	359, 900	383, 500	415, 900
	8	245, 900	265, 400	286, 100	319, 000	361, 400	385, 200	417, 600
	9	248, 200	267, 400	287, 400	319, 900	362, 900	386, 800	419, 100
	10	250, 300	269, 200	288, 700	320, 600	364, 500	388, 500	420, 500
	11	252, 600	270, 900	289, 800	321, 300	366, 200	390, 100	422, 100
	12	254, 600	272, 500	291, 000	321, 900	367, 800	391, 800	423, 800
	13	256, 500	274, 300	292, 200	322, 700	369, 300	393, 600	425, 600
	14	258, 500	276, 100	293, 200	323, 400	371, 000	395, 200	427, 500

15	260, 500	277, 200	294, 300	324, 000	372, 400	396, 900	429, 500
16	262, 100	278, 600	295, 700	324, 800	374, 100	398, 600	431, 400
17	263, 800	279, 800	296, 700	325, 300	375, 500	400, 200	433, 400
18	265, 500	281, 100	297, 900	326, 400	377, 100	401, 900	435, 000
19	267, 200	282, 200	298, 900	327, 400	378, 800	403, 600	436, 600
20	268, 700	283, 400	299, 900	328, 200	380, 500	405, 300	438, 400
21	270, 900	284, 700	301, 100	329, 000	382, 000	406, 800	440, 100
22	272, 400	285, 800	302, 000	330, 500	383, 600	408, 400	441, 600
23	273, 700	286, 900	302, 900	332, 000	385, 300	410, 100	443, 100
24	275, 400	288, 000	303, 500	333, 900	386, 900	411, 900	444, 600
25	276, 700	289, 000	304, 000	335, 300	388, 600	413, 700	445, 800
26	278, 400	290, 300	304, 900	336, 800	390, 400	415, 700	447, 300
27	279, 600	291, 500	305, 400	338, 200	392, 200	417, 600	448, 800
28	280, 800	292, 800	305, 900	339, 300	393, 800	419, 700	450, 300
29	282, 000	293, 900	306, 600	340, 200	395, 300	421, 400	451, 800
30	283, 100	294, 900	307, 100	341, 400	396, 900	422, 900	453, 100
31	284, 200	295, 900	307, 700	342, 500	398, 600	424, 300	454, 300
32	285, 300	296, 900	308, 300	343, 800	400, 200	425, 700	455, 600
33	286, 600	298, 100	309, 000	344, 700	402, 200	426, 700	456, 400
34	287, 900	298, 700	309, 500	346, 100	404, 200	428, 000	457, 200
35	289, 100	299, 500	309, 700	347, 300	406, 200	429, 000	457, 900
36	290, 400	300, 100	310, 200	348, 600	408, 300	430, 000	458, 600
37	291, 300	300, 700	310, 900	349, 900	410, 000	430, 800	459, 300
38	292, 300	301, 400	311, 700	351, 100	411, 800	431, 900	459, 800
39	293, 500	302, 100	312, 200	352, 300	413, 300	433, 100	460, 200
40	294, 500	303, 000	312, 600	353, 500	414, 900	434, 300	460, 500
41	295, 100	303, 900	313, 100	354, 600	416, 300	435, 400	460, 700
42	296, 000	304, 400	314, 200	355, 800	417, 000	436, 200	461, 100

43	296, 900	305, 200	315, 400	356, 900	418, 000	437, 000	461, 400
44	297, 700	306, 200	316, 200	358, 200	419, 200	437, 700	461, 700
45	298, 300	306, 700	316, 800	359, 300	420, 200	438, 100	461, 900
46	298, 800	307, 300	317, 600	360, 600	421, 300	438, 800	462, 100
47	299, 400	307, 800	318, 600	362, 000	422, 500	439, 500	462, 400
48	300, 000	308, 400	319, 400	363, 200	423, 700	440, 200	462, 600
49	300, 400	308, 900	320, 000	364, 400	425, 000	440, 800	462, 800
50	300, 900	309, 800	320, 900	365, 800	425, 700	441, 300	463, 100
51	301, 500	310, 300	322, 100	367, 100	426, 500	441, 900	463, 400
52	302, 100	310, 700	323, 400	368, 400	427, 200	442, 500	463, 700
53	302, 600	311, 200	324, 100	369, 600	427, 800	442, 900	464, 000
54	303, 200	312, 000	325, 300	370, 900	428, 500	443, 300	464, 300
55	303, 700	312, 900	326, 300	372, 200	429, 100	443, 900	464, 500
56	304, 300	313, 500	327, 500	373, 400	429, 800	444, 400	464, 800
57	304, 900	314, 100	328, 500	374, 200	430, 100	444, 900	465, 000
58	305, 400	314, 700	329, 800	375, 500	430, 800	445, 300	465, 300
59	306, 000	315, 800	330, 800	377, 000	431, 500	445, 800	465, 600
60	306, 400	316, 300	332, 000	378, 500	432, 000	446, 200	465, 800
61	307, 100	317, 000	332, 600	379, 900	432, 300	446, 500	466, 000
62	307, 500	317, 700	333, 900	381, 400	432, 800	446, 800	466, 300
63	308, 100	318, 700	335, 000	382, 900	433, 300	447, 100	466, 600
64	308, 500	319, 600	336, 100	384, 300	433, 800	447, 400	466, 900
65	309, 100	320, 300	337, 100	385, 600	434, 300	447, 600	467, 100
66	309, 600	321, 300	338, 200	387, 100	434, 700	447, 900	467, 500
67	310, 100	321, 900	339, 600	388, 400	435, 200	448, 200	467, 800
68	310, 500	323, 000	340, 700	389, 900	435, 800	448, 400	468, 100
69	311, 000	323, 700	341, 700	390, 900	436, 100	448, 600	468, 300
70	311, 400	324, 700	342, 800	392, 200	436, 700	449, 000	468, 600

71	311, 800	325, 500	344, 000	393, 500	437, 300	449, 300	468, 900
72	312, 300	326, 600	345, 200	394, 700	437, 800	449, 500	469, 200
73	312, 800	327, 000	346, 300	396, 200	438, 000	449, 700	469, 900
74	313, 300	328, 100	347, 600	397, 400	438, 500	450, 000	
75	313, 900	329, 000	349, 000	398, 600	438, 900	450, 300	
76	314, 300	329, 700	350, 300	399, 700	439, 400	450, 500	
77	314, 800	330, 400	351, 300	400, 700	439, 700	450, 700	
78	315, 300	331, 300	352, 700	401, 900	440, 200	451, 000	
79	315, 900	332, 500	354, 100	403, 100	440, 500	451, 300	
80	316, 500	333, 500	355, 600	404, 400	440, 800	451, 500	
81	317, 100	334, 300	356, 900	405, 400	441, 100	451, 700	
82	317, 600	335, 300	358, 500	406, 000	441, 600	452, 000	
83	318, 300	336, 300	360, 100	406, 600	442, 000	452, 300	
84	318, 900	337, 300	361, 600	407, 100	442, 400	452, 600	
85	319, 500	338, 400	363, 100	407, 700	442, 700	452, 800	
86	320, 100	339, 500	364, 700	408, 300	443, 100	453, 100	
87	320, 800	340, 700	366, 200	408, 900	443, 500	453, 400	
88	321, 400	341, 700	367, 600	409, 500	443, 900	453, 600	
89	322, 200	342, 300	368, 800	409, 900	444, 200	453, 800	
90	322, 900	343, 600	370, 200	410, 500	444, 600	454, 100	
91	323, 600	344, 900	371, 400	410, 900	445, 000	454, 400	
92	324, 300	346, 100	372, 800	411, 400	445, 400	454, 600	
93	324, 800	347, 300	374, 100	411, 700	445, 800	454, 800	
94	325, 700	348, 700	375, 600	412, 300	446, 200		
95	326, 600	349, 900	377, 100	412, 800	446, 600		
96	327, 400	351, 200	378, 500	413, 400	446, 900		
97	328, 200	352, 300	380, 000	413, 600	447, 300		
98	329, 100	353, 700	381, 200	414, 100			

99	330, 000	354, 900	382, 400	414, 500		
100	330, 900	356, 200	383, 600	414, 900		
101	331, 800	357, 500	384, 600	415, 200		
102	332, 800	358, 600	385, 800	415, 700		
103	333, 800	359, 700	387, 000	416, 100		
104	334, 700	360, 800	388, 100	416, 400		
105	335, 600	361, 900	389, 300	416, 700		
106	336, 200	363, 000	389, 900	417, 200		
107	336, 800	364, 100	390, 500	417, 700		
108	337, 400	365, 100	391, 100	418, 200		
109	337, 900	366, 100	391, 700	418, 500		
110	338, 400	367, 100	392, 200	419, 000		
111	338, 800	368, 100	392, 600	419, 500		
112	339, 300	369, 100	393, 100	420, 000		
113	340, 200	369, 900	393, 400	420, 300		
114	340, 800	370, 900	393, 800	420, 800		
115	341, 500	371, 800	394, 300	421, 300		
116	342, 100	372, 800	394, 900	421, 800		
117	342, 700	373, 900	395, 200	422, 300		
118	343, 400	374, 300	395, 700	422, 700		
119	344, 100	374, 900	396, 300	423, 200		
120	344, 800	375, 500	396, 800	423, 700		
121	345, 400	376, 000	397, 000	424, 200		
122	345, 700	376, 500	397, 500	424, 600		
123	346, 200	376, 900	398, 000	425, 100		
124	346, 700	377, 400	398, 500	425, 600		
125	347, 000	377, 700	399, 000	426, 100		
126		378, 200	399, 500			

	127		378,600	400,000				
	128		379,100	400,500				
	129		379,500	400,800				
	130			401,300				
	131			401,800				
	132			402,300				
	133			402,500				
	134			403,000				
	135			403,500				
	136			404,000				
	137			404,300				
	138			404,700				
	139			405,200				
	140			405,700				
	141			406,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		261,100	273,400	278,200	312,200	329,600	344,400	369,500

第2条 郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(通勤手当) 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした	(通勤手当) 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のための交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるものを除く。）

場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、管理者が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第4項において「運賃等相当額」という。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 管理者が規則で定めるところにより算出した当該職員の1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)及び管理者が規則で定めるところにより算出した当該職員(管理者が規則で定める者に限る。)の1箇月の通勤に要する特別料金等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関でその利用が管理者が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃の額から運賃相当額の算出の基礎となる運賃に相当する額を減じた額をいう。)の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)の合計額(その額が51,000円を超えるときは、その額と51,000円との差額の2分の1を51,000円に加算した額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の種別、使用距離その他の通勤の実状に応じ、支給単位期間につき、43,600円を超えない範囲内で管理者が規則で定める額（定年再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して管理者が規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して管理者が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で管理者が規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、管理者が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が

(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の種別、通勤距離その他の通勤の実状に応じ、2,000円から40,700円の範囲内で管理者が規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して管理者が規則で定める区分に応じ、運賃相当額及び特別料金等相当額並びに前号に掲げる額の合計額（その額が51,000円を超えるときは、その額と51,000円との差額の2分の1を51,000円に加算した額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤の実情により特に必要があると認めた場合は、前項の規定による額を超えて支給することができる。

2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間（管理者が規則で定める通勤手当にあっては、管理者が規則で定める期間）に係る最初の月の管理者が規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の管理者が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して管理者が規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として管理者が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（期末手当）

第25条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の106.25を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じ

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

（期末手当）

第25条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額）に、

て得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）は、令和7年4月1日から適用

基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提 案 要 旨）

一般職の職員の給料表、期末手当、勤勉手当及び通勤手当を改定する。

郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月3日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年郡山地方広域消防組合条例第5号）の一部を次のように改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	199,400	246,300
2	200,500	247,600
3	201,700	249,000
4	202,800	250,300
5	204,000	251,700
6	205,800	253,100
7	207,400	254,500
8	209,000	255,900
9	210,600	257,200
10	212,400	258,400
11	214,100	259,700
12	215,800	261,100
13	217,300	262,300
14	218,900	263,500

15	220, 400	264, 700
16	222, 100	265, 900
17	223, 400	266, 900
18	225, 000	268, 000
19	226, 600	269, 100
20	228, 200	270, 200
21	229, 900	271, 300
22	231, 500	272, 300
23	233, 200	273, 300
24	235, 000	274, 300
25	236, 700	275, 300
26	238, 400	276, 400
27	239, 900	277, 500
28	241, 300	278, 500
29	242, 500	279, 300
30	243, 500	280, 200
31	244, 500	281, 200
32	245, 500	282, 000
33	246, 500	282, 900
34	247, 700	283, 900
35	248, 800	284, 800
36	249, 700	285, 500
37	250, 500	286, 100
38	251, 400	286, 700
39	252, 300	287, 300
40	253, 100	288, 000
41	254, 000	288, 800
42	254, 900	289, 600

43	255, 600	290, 400
44	256, 200	291, 100
45	256, 900	291, 700
46	257, 500	292, 400
47	258, 100	293, 200
48	258, 900	293, 900
49	259, 700	294, 600
50	260, 200	295, 400
51	260, 700	296, 100
52	261, 200	296, 900
53	261, 600	297, 600
54	262, 100	298, 200
55	262, 600	299, 000
56	263, 000	299, 600
57	263, 500	300, 300
58	264, 000	301, 000
59	264, 300	301, 700
60	264, 600	302, 400
61	264, 900	303, 000
62	265, 200	303, 600
63	265, 500	304, 200
64	265, 800	304, 900
65	266, 100	305, 600
66	266, 400	306, 200
67	266, 700	306, 800
68	267, 000	307, 200
69	267, 300	307, 600
70	267, 600	308, 000

71	267, 900	308, 500
72	268, 200	309, 200
73	268, 500	309, 800
74	268, 800	310, 200
75	269, 100	310, 500
76	269, 400	310, 800
77	269, 700	311, 000
78	270, 000	311, 400
79	270, 300	311, 800
80	270, 600	312, 000
81	270, 900	312, 200
82	271, 200	312, 500
83	271, 500	312, 700
84	271, 800	312, 900
85	272, 100	313, 200
86	272, 400	313, 400
87	272, 700	313, 700
88	273, 000	314, 000
89	273, 300	314, 200
90	273, 600	314, 500
91	273, 900	314, 800
92	274, 200	315, 000
93	274, 500	315, 200
94		315, 500
95		315, 900
96		316, 300
97		316, 500
98		316, 800

99		317,000
100		317,400
101		317,600
102		317,900
103		318,300
104		318,600
105		318,800
106		319,100
107		319,500
108		319,800
109		320,000
110		320,300
111		320,700
112		321,000
113		321,200
114		321,600
115		321,800
116		322,200
117		322,400
118		322,600
119		322,900
120		323,100
121		323,300
122		323,600
123		323,900
124		324,200
125		324,500

備考 職務の内容、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる者の給料月額は、この表の額に10,000円を超えな

い範囲内において規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

第2条 郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償) 第28条 (略) 2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第8項までの規定の例による。ただし、これらの規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。	(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償) 第28条 (略) 2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第4項までの規定の例による。ただし、これらの規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提 案 要 旨)

会計年度任用職員の給料表及び通勤に係る費用弁償を改定する。

令和8年度郡山地方広域消防組合一般会計予算

令和8年度郡山地方広域消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,010,960千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月3日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		4,811,820
	1 分担金	4,795,671
	2 負担金	16,149
2 使用料及び手数料		5,327
	1 手数料	5,327
3 国庫支出金		39,348
	1 国庫補助金	39,348
4 県支出金		1,126
	1 県補助金	1,126
5 財産収入		2,104
	1 財産運用収入	2,103
	2 財産売払収入	1
6 繰入金		44,982
	1 基金繰入金	44,982
7 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
8 諸収入		8,353
	1 組合預金利子	100
	2 雑入	8,253
9 組合債		87,900
	1 組合債	87,900
歳 入	合 計	5,010,960

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,705
	1 議会費	1,705
2 総務費		171,428
	1 総務管理費	171,425
	2 監査委員費	3
3 消防費		4,546,532
	1 消防費	4,546,532
4 公債費		273,295
	1 公債費	273,295
5 予備費		18,000
	1 予備費	18,000
歳 出	合 計	5,010,960

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
消防施設整備事業	千円 87,900	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行債券 の発行価格は、管理者が定 める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内 (うち据置5年以内)の期間に おいて資金の融通条件並びに管 理者の定めるところにより償還 する。ただし、組合財政の都合 により繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は低利債に借換え をすることができるものとし る。
合 計	87,900			

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 分担金及び負担金	4,811,820	4,462,877	348,943
2 使用料及び手数料	5,327	4,939	388
3 国庫支出金	39,348	23,827	15,521
4 県支出金	1,126	970	156
5 財産収入	2,104	653	1,451
6 繰入金	44,982	45,943	△961
7 繰越金	10,000	10,000	0
8 諸収入	8,353	5,929	2,424
9 組合債	87,900	1,561,700	△1,473,800
歳 入 合 計	5,010,960	6,116,838	△1,105,878

郡山地方広域消防組合一般会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	組 合 債	そ の 他	
1 議会費	1,705	572	1,133				1,705
2 総務費	171,428	163,902	7,526			1,751	169,677
3 消防費	4,546,532	5,754,755	△1,208,223	40,474	87,900	119,542	4,298,616
4 公債費	273,295	179,609	93,686			98,542	174,753
5 予備費	18,000	18,000	0				18,000
歳 出 合 計	5,010,960	6,116,838	△1,105,878	40,474	87,900	219,835	4,662,751

郡山地方広域消防組合一般会計

2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 消防費分担金	4,795,671	4,447,070	348,601	1 消防費分担金	4,795,671	組合構成市町分担金 4,643,000 組合債に伴う普通交付税算入に係る分担金 56,281 田村消防署庁舎建設時の組合債償還に係る分担金 42,261 三春分署庁舎移転整備事業に係る分担金 31,900 デイタイム救急隊の増隊に係る分担金 22,229
計	4,795,671	4,447,070	348,601			

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 消防費負担金	16,149	15,807	342	1 消防費負担金	16,149	給与費負担金 16,149
計	16,149	15,807	342			

1款 分担金及び負担金

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 消防手数料	5,327	4,939	388	1 消防手数料	5,327	危険物製造所等設置許可手数料 5,285 り災、救急搬送証明等手数料（郡山） 24 り災、救急搬送証明等手数料（田村） 5 防火管理講習修了証明等手数料 9 公文書等開示関係手数料 3 行政不服審査関係手数料 1
計	5,327	4,939	388			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 消防費国庫補助金	39,348	23,827	15,521	1 消防費国庫補助金	39,348	緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金 38,115 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 1,233
計	39,348	23,827	15,521			

2款 使用料及び手数料

3款 国庫支出金

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 消防費県補助金	1,126	970	156	1 消防費県補助金	1,126	福島県救急業務高度化推進事業補助金 964 うつくしま、エコ・リサイクル製品地域利用事業費補助金 162
計	1,126	970	156			

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財産貸付収入	352	352	0	1 土地建物貸付収入	352	建物貸付収入 352
2 利子及び配当金	1,751	300	1,451	1 利子及び配当金	1,751	財政調整基金利子 780 退職手当基金利子 971
計	2,103	652	1,451			

4款 県支出金

5款 財産収入

(款) 5 財産収入

(項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 物品売却収入	1	1	0	1 物品売却収入	1	物品売却収入 1
計	1	1	0			

(款) 6 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 退職手当基金繰入金	44,982	45,943	△ 961	1 退職手当基金繰入金	44,982	退職手当基金繰入金 44,982
計	44,982	45,943	△ 961			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	10,000	10,000	0	1 繰越金	10,000	前年度繰越金 10,000
計	10,000	10,000	0			

5款 財産収入

6款 繰入金

7款 繰越金

(款) 8 諸収入

(項) 1 組合預金利子

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 組合預金利子	100	100	0	1 組合預金利子	100	組合預金利子 100
計	100	100	0			

(款) 8 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑入	8,253	5,829	2,424	1 実費徴収金	1	複写経費実費収入 1
				2 雑入	8,252	高速道路救急業務支弁収入 4,564
						私用電話料 4
						福島県市町村職員共済組合生活習慣病検診助成金 1,729
						福島県市町村職員共済組合厚生事業助成金 424
						福島県市町村職員共済組合人間ドック助成金 1,262
						積雪観測業務受託料 15
						雇用保険料個人負担分 125
						私用光熱水料 65
						福島県市町村職員共済組合メンタルヘルス助成金 64
計	8,253	5,829	2,424			

8款 諸収入

(款) 9 組合債

(項) 1 組合債

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 消防債	87,900	1,561,700	△ 1,473,800	1 消防債	87,900	消防施設整備事業債 87,900
計	87,900	1,561,700	△ 1,473,800			

9款 組合債

3 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 財 源 内 訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 議会費	1,705	572	1,133	一般財源 1,705	8 旅費	1,645	◎議員費 1,705
					9 交際費	50	
					10 需用費	10	
計	1,705	572	1,133	一般財源 1,705			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 財 年 源 度 内 の 訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
1 基金費	171, 425	163, 895	7, 530	特定財源	1, 751	24 積立金	171, 425	◎財政調整基金費 780 ◎退職手当基金費 170, 645
				その他	1, 751			
				一般財源	169, 674			
				特定財源の内訳				
				(他) 財政調整基金利子		780		
				(他) 退職手当基金利子		971		
計	171, 425	163, 895	7, 530	特定財源	1, 751			
				その他	1, 751			
				一般財源	169, 674			

1款 議会費

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 監査委員費

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 財 源 内 訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 監査委員費	3	7	△4	一般財源 3	8 旅費	3	◎監査委員費 3
計	3	7	△4	一般財源 3			

(款) 3 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 財 源 内 訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 常備消防費	4,322,662	5,253,469	△930,807	特定財源 72,712	1 報酬	4,274	◎職員給与費 3,753,705
				国・県 4,999	2 給料	1,719,593	◎職員研修費 23,734
				組合債 2,300	3 職員手当等	1,406,546	◎職員福利厚生費 21,573
				その他 65,413	4 共済費	623,330	◎職員管理費 3,530
				一般財源 4,249,950	7 報償費	999	◎ほう償及び表彰費 164
					8 旅費	8,998	◎一般管理費 27,896
					9 交際費	100	◎署所運営管理費 141,001
					10 需用費	215,705	◎職員被服給貸与費 24,502
					11 役務費	91,075	◎訴訟等事務費 660
					12 委託料	127,897	◎地方公会計制度活用
					13 使用料及び	83,908	・検証事業費 253
					賃借料		◎個人情報保護費 47
					17 備品購入費	14,248	◎情報公開費 47
				特定財源の内訳			
				(国) 緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金 2,640			
				(国) 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 1,233			
				(県) 福島県救急業務高度化推進事業補助金 964			
				(県) うつくしま、エコ・リサイクル製品地域利用事業費補助金 162			
				(組合債) 消防施設整備事業債 2,300			

2款 総務費

3款 消防費

(款) 3 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 常備消防費	(他) 給与費負担金			16,149	18 負担金補助 及び交付金	23,869	◎行政不服審査費 89
	(他) 危険物製造所等設置許可手数料			257			◎広聴広報費 10,793
	(他) 公文書等開示関係手数料			3	26 公課費	2,120	◎予防活動管理費 3,435
	(他) 行政不服審査関係手数料			1			◎危険物規制検査活動 管理費 478
	(他) 建物貸付収入			352			◎査察調査活動管理費 666
	(他) 退職手当基金繰入金			44,982			◎火災原因調査活動管 理費 612
	(他) 福島県市町村職員共済組合生活習慣病検診助成 金			1,729			◎警防活動管理費 12,039
	(他) 福島県市町村職員共済組合厚生事業助成金			424			◎救急活動管理費 38,125
	(他) 福島県市町村職員共済組合人間ドック助成金			1,262			◎救助活動管理費 14,679
	(他) 雇用保険料個人負担分			125			◎水防活動管理費 4,157
	(他) 私用光熱水料			65			◎消防車両運行管理費 106,007
	(他) 福島県市町村職員共済組合メンタルヘルス助成 金			64			◎通信指令活動管理費 73,229
							◎消防 I C T 推進管理 費 58,326
							◎消防指令センター (消防救急デジタル無線) 更新事業費 2,915

3款 消防費

(款) 3 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 財 年 度 内 の 訳	節		説 明			
					区 分	金 額				
2 消防施設費	223, 870	501, 286	△277, 416	特定財源	175, 204	8 旅費	127	◎消防庁舎施設建設費	31, 900	
				国・県	35, 475	10 需用費	11, 055	◎消防庁舎維持補修費	19, 855	
				組合債	85, 600	11 役務費	88	◎消防庁舎改修費	9, 900	
				その他	54, 129	12 委託料	31, 900	◎消防車両整備事業費	162, 215	
				一般財源	48, 666	14 工事請負費	18, 700			
						17 備品購入費	162, 000			
				特定財源の内訳						
				(国) 緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金					35, 475	
				(組合債) 消防施設整備事業債					85, 600	
				(他) 三春分署庁舎移転整備事業に係る分担金					31, 900	
(他) デイタイム救急隊の増隊に係る分担金					22, 229					
計	4, 546, 532	5, 754, 755	△1, 208, 223	特定財源	247, 916					
				国・県	40, 474					
				組合債	87, 900					
				その他	119, 542					
				一般財源	4, 298, 616					

3款 消防費

(款) 4 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 財 源 度 内 の 訳	節		説 明		
					区 分	金 額			
1 元金	243, 396	171, 447	71, 949	特定財源	96, 634	22 償還金利子 及び割引料	243, 396	◎本年度償還元金	243, 396
				その他	96, 634				
				一般財源	146, 762				
特定財源の内訳									
(他) 組合債に伴う普通交付税算入に係る分担金				56, 281					
(他) 田村消防署庁舎建設時の組合債償還に係る分担金				40, 353					
2 利子	29, 899	8, 162	21, 737	特定財源	1, 908	22 償還金利子 及び割引料	29, 899	◎本年度償還利子	29, 899
				その他	1, 908				
				一般財源	27, 991				
特定財源の内訳									
(他) 田村消防署庁舎建設時の組合債償還に係る分担金				1, 908					
計	273, 295	179, 609	93, 686	特定財源	98, 542				
				その他	98, 542				
				一般財源	174, 753				

4款 公債費

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 財 源 内 の 訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 予備費	18,000	18,000	0	一般財源	18,000		
計	18,000	18,000	0	一般財源	18,000		

5款 予備費

給 与 費 明 細 書

一般職
(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本年度	(5) [2] 415	4,111	1,719,593	1,326,866	3,050,570	623,330	3,673,900	
前年度	(5) [2] 406	3,802	1,635,943	1,255,739	2,895,484	605,229	3,500,713	
比 較	(0) [0] 9	309	83,650	71,127	155,086	18,101	173,187	

() 内は、再任用短時間勤務職員（外書き）、[]内は、会計年度任用職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	82,968	48,682	33,323	30,000	153,482	157,693	18,020
	前 年 度	74,676	47,473	32,739	30,000	154,383	138,030	18,200
	比 較	8,292	1,209	584	0	△ 901	19,663	△ 180
	区 分	宿日直手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給料の特別 調整額(千円)	単身赴任手当 (千円)
	本 年 度	0	75	389,928	314,423	11,235	41,168	456
	前 年 度	0	75	366,360	297,446	11,400	38,518	0
	比 較	0	0	23,568	16,977	△ 165	2,650	456
	区 分	管理職員特別 勤務手当(千円)	退 職 手 当 (千円)					
	本 年 度	431	44,982					
	前 年 度	496	45,943					
	比 較	△ 65	△ 961					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	83,650	給与改定に伴う増減分	58,596	
		昇給に伴う増加分	24,552	平均昇給率 1.50%
		その他の増減分	502	
職員手当	71,127	制度改正に伴う増減分	67,419	扶養手当 8,292 超過勤務手当 △ 901 休日給 19,663 夜勤手当 △ 180 期末手当 23,568 勤勉手当 16,977 超過勤務手当：昨年度比1,529時間削減 夜勤手当：昨年度比534時間削減
		その他の増減分	3,708	退職手当 △ 961 その他 4,669 寒冷地手当△165 通勤手当1,209 住居手当584 特別調整額2,650 単身赴任手当456 管理職員特別勤務手当△65

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員 1 人当たり給与

区 分		消防職
令和 8 年 1 月 1 日現在	平均給料月額 (円)	326,612
	平均給与月額 (円)	442,013
	平均年齢 (歳)	38.66
令和 7 年 1 月 1 日現在	平均給料月額 (円)	310,826
	平均給与月額 (円)	417,587
	平均年齢 (歳)	38.40

イ 初任給

区 分	消防職 (円)	国 の 制 度
		公安職 (円)
高校卒	215,300	211,600

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			消 防 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 8 年 1 月 1 日現在	1 級	()	()	1 級	() 78	() 19. 4
	2 級	()	()	2 級	(5) 128	(100. 0) 31. 8
	3 級	()	()	3 級	() 98	() 24. 4
	4 級	()	()	4 級	() 46	() 11. 4
	5 級	()	()	5 級	() 26	() 6. 5
	6 級	()	()	6 級	() 22	() 5. 5
	7 級	()	()	7 級	() 4	() 1. 0
	8 級	() 1	() 100. 0			
	計	() 1	() 100. 0	計	(5) 402	(100. 0) 100. 0
令和 7 年 1 月 1 日現在	1 級	()	()	1 級	() 90	() 22. 1
	2 級	()	()	2 級	(5) 122	(100. 0) 29. 9
	3 級	()	()	3 級	() 99	() 24. 3
	4 級	()	()	4 級	() 46	() 11. 3
	5 級	()	()	5 級	() 25	() 6. 1
	6 級	()	()	6 級	() 23	() 5. 6
	7 級	()	()	7 級	() 3	() 0. 7
	8 級	() 1	() 100. 0			
	計	() 1	() 100. 0	計	(5) 408	(100. 0) 100. 0

() 内は、再任用短時間勤務職員（外書き）

(級別の標準的な職務内容)

区 分	消防職 1 級	消防職 2 級	消防職 3 級	消防職 4 級	消防職 5 級	消防職 6 級	消防職 7 級	行政職 8 級
職務内容	消 防 士	副 主 査	主 査	係 長	課長補佐	課 長	消防次長	消 防 長
		消防副士長	副 分 署 長		主任主査	副 署 長	参 事	参 与
				副分遣所長	分 署 長	基幹分署長	署 長	
				副救急所長	分遣所長	主 幹		
				主 任	救急所長	当 直 長		
					副当直長			

エ 昇給

区 分				合 計	消防職員
本 年 度	職員数 (A) (人)			415	415
	昇給に係る職員数 (B) (人)			368	368
	号給数別内訳	3 号給 (人)	1	1	
		4 号給 (人)	307	307	
		8 号給 (人)	60	60	
		12 号給 (人)			
	比 率 (B) / (A) (%)			88.7	88.7
前 年 度	職員数 (A) (人)			406	406
	昇給に係る職員数 (B) (人)			366	366
	号給数別内訳	3 号給 (人)	1	1	
		4 号給 (人)	304	304	
		8 号給 (人)	59	59	
		12 号給 (人)	2	2	
	比 率 (B) / (A) (%)			90.1	90.1

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12月 (月分)			
本年度	(1. 225) 2. 325	(1. 225) 2. 325	(2. 45) 4. 65	有	
前年度	(1. 200) 2. 300	(1. 200) 2. 300	(2. 4) 4. 60	有	
国の制度	(1. 225) 2. 325	(1. 225) 2. 325	(2. 45) 4. 65	有	

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特 例 措 置	
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特 例 措 置	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 員	消 防 職
給料総額に対する比率 (%)	1.51	1.51
支給対象職員の比率 (%) (令和8年1月1日現在)	100.00	100.00
代表的な特殊勤務手当の名称	火災防ぎょ等従事手当 救急業務従事手当 隔日勤務従事手当	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容	
		本組合	国
扶養手当	同		
住居手当	異	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 9,500円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 16,000円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円
通勤手当	異	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし支給限度額 150,000円 3 交通用具使用者 通勤距離により 月額 2,000円 ～ 43,600円	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし支給限度額 150,000円 3 交通用具使用者 通勤距離により 月額 2,000円 ～ 66,400円

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									
					特 定 財 源			一般財源						
					国県支出金	組 合 債	そ の 他							
3 消防費	1 消防費	田村消防署三 春分署移転整 備に係る基本 設計・実施設 計業務	7	4,400			4,400			4,400		4,400		12.1
			8	31,900			31,900			31,900	31,900		87.9	
			計	36,300			36,300			4,400	31,900	36,300		100.0

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1 当該年度設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	組 合 債	そ の 他	
—	—	—	0	—	0	0	0	0	0

2 前年度以前設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	組 合 債	そ の 他	
庁舎清掃業務委託料	11,660	令和7年度		令和8年度	11,660				11,660
仮眠用寝具賃借料	5,335	令和7年度		令和8年度	5,335				5,335
自家用電気工作物保安管理 業務委託料	2,310	令和7年度		令和8年度	2,310				2,310
消防本部庁舎エレベーター 保守管理業務委託料	1,870	令和7年度		令和8年度	1,870				1,870
例規データベースシステム 賃貸借料	9,504	令和4年度 令和7年度	2,595	令和8年度 令和9年度	6,909				6,909
消防本部庁舎LED照明器 具賃貸借料	12,903	令和4年度 令和7年度	8,714	令和8年度 令和9年度	4,189				4,189
公用車賃借料 (令和5年度分)	2,970	令和5年度 令和7年度	741	令和8年度 令和10年度	1,017				1,017
公用車賃借料 (令和6年度分)	3,816	令和6年度 令和7年度	602	令和8年度 令和11年度	2,358				2,358
消防指令センター設備及び 消防救急デジタル無線シス テム保守管理業務委託料	47,063	令和7年度		令和8年度	47,063				47,063
Live119システム使用料	660	令和6年度 令和7年度	132	令和8年度 令和11年度	528				528

郡山地方広域消防組合一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	組 合 債	そ の 他	
119番通報に係る多言語通訳 業務委託料	130	令和7年度		令和8年度	130				130
Net119緊急通報システム使 用料	8,580	令和6年度 令和7年度	1,716	令和8年度 令和11年度	6,864				6,864
消防クラウドHUBシステム使 用料	5,432	令和7年度		令和8年度	5,432				5,432
救急支援システム借上料	46,640	令和7年度		令和8年度 令和12年度	45,760				45,760

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	組 合 債	そ の 他	
庁舎清掃業務委託料	11,660	令和7年度		令和8年度	11,660				11,660
仮眠用寝具賃借料	5,335	令和7年度		令和8年度	5,335				5,335
自家用電気工作物保安管理業務委託料	2,310	令和7年度		令和8年度	2,310				2,310
消防本部庁舎エレベーター保守管理業務委託料	1,870	令和7年度		令和8年度	1,870				1,870
消防指令センター設備及び消防救急デジタル無線システム保守管理業務委託料	47,063	令和7年度		令和8年度	47,063				47,063
119番通報に係る多言語通訳業務委託料	130	令和7年度		令和8年度	130				130
消防クラウドHUBシステム使用料	5,432	令和7年度		令和8年度	5,432				5,432

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	1,611,011	2,973,464	87,900	243,396	2,817,968
(1) 消 防	1,611,011	2,973,464	87,900	243,396	2,817,968
合 計	1,611,011	2,973,464	87,900	243,396	2,817,968

(予 算 資 料)

1 令和8年度一般会計歳出予算前年度対比表

(単位 千円、%)

会 計 名	本年度予算額	前年度当初予算額	対前年度比率	比較増減額	前年度現計予算額	比較増減額
一 般 会 計	5,010,960	6,116,838	81.9	△ 1,105,878	6,231,678	△ 1,220,718
合 計	5,010,960	6,116,838	81.9	△ 1,105,878	6,231,678	△ 1,220,718

2 一般会計歳入歳出予算前年度対比表

(歳入)

(単位 千円、%)

款	本 年 度		前 年 度				比 較 増 減 額			
	予 算 額	構成率	当初予算額	構成率	現計予算額	構成率	対当初予算額		対現計予算額	
							増 減 額	対前年度 比率	増 減 額	対前年度 比率
1 分担金及び負担金	4,811,820	96.0	4,462,877	73.0	4,461,989	71.6	348,943	107.8	349,831	107.8
2 使用料及び手数料	5,327	0.1	4,939	0.1	4,939	0.1	388	107.9	388	107.9
3 国庫支出金	39,348	0.8	23,827	0.4	31,928	0.5	15,521	165.1	7,420	123.2
4 県支出金	1,126	0.0	970	0.0	1,114	0.0	156	116.1	12	101.1
5 財産収入	2,104	0.0	653	0.0	2,262	0.1	1,451	322.2	△ 158	93.0
6 繰入金	44,982	0.9	45,943	0.7	94,523	1.5	△ 961	97.9	△ 49,541	47.6
7 繰越金	10,000	0.2	10,000	0.2	77,025	1.2	0	100.0	△ 67,025	13.0
8 諸収入	8,353	0.2	5,929	0.1	8,298	0.1	2,424	140.9	55	100.7
9 組合債	87,900	1.8	1,561,700	25.5	1,549,600	24.9	△ 1,473,800	5.6	△ 1,461,700	5.7
歳 入 合 計	5,010,960	100.0	6,116,838	100.0	6,231,678	100.0	△ 1,105,878	81.9	△ 1,220,718	80.4

(歳出)

(単位 千円、%)

款	本 年 度		前 年 度				比 較 増 減 額			
	予 算 額	構成率	当初予算額	構成率	現計予算額	構成率	対当初予算額		対現計予算額	
							増 減 額	対前年度 比率	増 減 額	対前年度 比率
1 議会費	1,705	0.0	572	0.0	572	0.0	1,133	298.1	1,133	298.1
2 総務費	171,428	3.4	163,902	2.7	238,138	3.8	7,526	104.6	△ 66,710	72.0
3 消防費	4,546,532	90.7	5,754,755	94.1	5,793,433	93.0	△ 1,208,223	79.0	△ 1,246,901	78.5
4 公債費	273,295	5.5	179,609	2.9	181,535	2.9	93,686	152.2	91,760	150.5
5 予備費	18,000	0.4	18,000	0.3	18,000	0.3	0	100.0	0	100.0
歳 出 合 計	5,010,960	100.0	6,116,838	100.0	6,231,678	100.0	△ 1,105,878	81.9	△ 1,220,718	80.4

3 一般会計歳出予算節別一覧表

(単位 千円)

款 名 節 名	議会費	総務費	消防費	公債費	予備費	計	前年度 当初予算額
1 報酬			4,274			4,274	3,925
2 給料			1,719,593			1,719,593	1,635,943
3 職員手当等			1,406,546			1,406,546	1,326,279
4 共済費			623,330			623,330	605,229
7 報償費			999			999	941
8 旅費	1,645	3	9,125			10,773	11,711
9 交際費	50		100			150	150
10 需用費	10		226,760			226,770	239,095
11 役務費			91,163			91,163	45,599
12 委託料			159,797			159,797	1,300,168
13 使用料及び賃借料			83,908			83,908	91,886
14 工事請負費			18,700			18,700	318,603
17 備品購入費			176,248			176,248	158,179
18 負担金補助及び交付金			23,869			23,869	15,770
22 償還金利子及び割引料				273,295		273,295	179,609
24 積立金		171,425				171,425	163,895
26 公課費			2,120			2,120	1,856
予備費					18,000	18,000	18,000
歳 出 合 計	1,705	171,428	4,546,532	273,295	18,000	5,010,960	6,116,838

4 一般会計歳出予算性質別分類表

(単位 千円)

款 名 性 質 名	議会費	総務費	消防費	公債費	予備費	計	前年度 当初予算額
1 人件費			3,675,937			3,675,937	3,502,686
うち職員給			3,001,477			3,001,477	2,845,739
2 扶助費			79,680			79,680	70,540
3 公債費				273,295		273,295	179,609
4 物件費	1,705	3	527,728			529,436	1,661,154
5 維持補修費			19,855			19,855	24,220
6 補助費等			28,144			28,144	19,668
7 積立金		171,425				171,425	163,895
8 普通建設事業費			215,188			215,188	477,066
(1) 補助事業費			100,460			100,460	30,511
(2) 単独事業費			114,728			114,728	446,555
9 予備費					18,000	18,000	18,000
歳 出 合 計	1,705	171,428	4,546,532	273,295	18,000	5,010,960	6,116,838

5 一般会計組合償還額調

(単位 千円)

会 計 名	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	備 考
		元 利 償 還 金			起 債 見 込 額		
		元 金	利 子	計			
一 般 会 計	2, 973, 464	243, 396	29, 899	273, 295	87, 900	2, 817, 968	
合 計	2, 973, 464	243, 396	29, 899	273, 295	87, 900	2, 817, 968	

6 令和8年度起債充当事業一覧表

(単位 千円)

会 計 名	事 業 名	事業費	左 の 財 源 内 訳				備 考
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	組 合 債	そ の 他		
一 般 会 計	消防施設整備事業	129,280	22,344	87,900		19,036	
	合 計	129,280	22,344	87,900		19,036	

7 借入先別組合債現在高調（令和8年度末現在高見込額）

（単位 千円）

借入先名 会計名	財 務 省	郵便貯金・ 簡易生命保 険管理機構	地方公共団 体金融機構	共済組合等	市中銀行等	計	備 考
一 般 会 計	6,093	0	0	732,815	2,079,060	2,817,968	
合 計	6,093	0	0	732,815	2,079,060	2,817,968	

郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例を次のように制定する。

令和8年2月3日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例

郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例（昭和48年郡山地方広域消防組合条例第17号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに組合費の適正な支出を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者等 管理者及び副管理者をいう。
- (2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行をいう。
- (3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (4) 出張 本組合職員（以下「職員」という。）が公務のため一時その勤務公署（常時勤務する勤務公署のない場合又は管理者等若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (5) 赴任 新たに採用された職員（競争試験又は選考に応募し採用された者を除く。）が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に旅行することをいう。
- (6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (7) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (9) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、組合と旅行役務提供契約（旅行業者等が組合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、組合が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合には、当該職員

(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条第1項各号の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、組合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令又は条例に特別の定めがある場合その他組合費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額又は当該変更等に伴い必要となる金額があるときは、当該金額のうち規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内において規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、組合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この項及び次項において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、組合の区域内の旅行（旅費が支給されないものに限る。次項において同じ。）の場合又は旅行命令簿等に当該事項を記載又は記録をするいとまがない場合は、この限りではない。
- 5 前項ただし書の規定により、旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。ただし、組合の区域内の旅行についてはこの限りではない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の計算）

第6条 内国旅行に関する旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条から第17条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

- 2 外国旅行に関する旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例により計算する。

（旅費の種目）

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

（鉄道賃）

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（管理者等に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（管理者等が移動するときは最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第9条 船賃は船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（管理者等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（管理者等が移動するときは最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条 航空賃は航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（管理者等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第11条 その他の交通費は鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1）道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- （2）道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- （3）前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- （4）前3号に掲げる費用に付随する費用
- （5）管理者の承認を受けて公務遂行のために使用する職員等の自家用自動車を使用した場合における当該自家用自動車の移動距離（キロメートルを単位とし、端数を生じたときは、これを切り捨てる。）に規則で定める額を乗じた額

（宿泊費）

第12条 宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額（次条において「宿泊費基準額」という。）は国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の例による。この場合において、同表中「指定職職員等」とあるのは「管理者等」と、「職務の級が10級以下の者」とあるのは「管理者等以外の職にある者」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合として管理者が認めるときは、宿泊費は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第13条 包括宿泊費は移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第14条 宿泊手当は宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は1夜当たり2,400円とする。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

（転居費）

第15条 転居費は赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第16条 着後滞在費は赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に

相当する額とする。

（家族移転費）

第17条 家族移転費は赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第8条から第11条までの規定による交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
 - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（退職者等の旅費）

第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第19条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（証人等の旅費）

第20条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、管理者が定める旅費とする。

（旅費の調整）

第21条 旅行命令権者は、旅行者が本組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法令若しくは条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の法令若しくは条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者が定める旅費を支給することができる。

（随行職員の旅費）

第22条 管理者等の旅行に随行する職員の旅費については、管理者等の旅費の計算の例による。

（旅費の特例）

第23条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の支給額の上限）

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及び自家用自動車移動に係るものを除いたその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（自家用自動車移動に係るもの及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第12条、第13条、第15条、第16条及び第17条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の請求手続）

第25条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったことによりその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分については、支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第1項に規定する必要な資料の種類、第2項及び第3項に規定する期間、前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（旅費の返納）

第26条 支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出者等は、前項の規定による返納に代えて、当該支出者

等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(国家公務員の旅費法の準用)

第27条 職員等に対する旅費の支給につき、この条例に規定のない事項については、国家公務員等の旅費に関する法律の例による。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び当該旅行命令等を発せずに旅費の支給を決定する旅行（以下この項において「旅行」という）について適用し、施行日前の旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前にこの条例による改正前の郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(郡山地方広域消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 郡山地方広域消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年郡山地方広域消防組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第3条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、 <u>その旅行について、郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例（令和8年郡山地方広域消防組合条例第 号）の管理者等の職務にあるものに対して支給する旅費の例により、その費用を弁償する。</u>	(費用弁償) 第3条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、 <u>別表第1に定めるところにより費用を弁償する。</u>

2 組合議会議員の組合の区域内の旅行の費用弁償については、招集に応じたときに限り、その旅行日数に応じて別表第 1 に応じて、別表第 1 に定める定額で費用を弁償する。

別表第 1 （第 3 条関係）
(略)

2 組合議会議員の組合の区域内の旅行の費用弁償については、招集に応じたときに限り、その旅行日数に応じて別表第 2 に応じて、別表第 2 に定める定額で費用を弁償する。

3 前項に定めるもののほか、費用弁償の支給等については、郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例（昭和48年郡山地方広域消防組合条例第17号）の規定を準用する。

別表第 1 （第 3 条関係）

区分	費用弁償		
	日当（1 日につき）	宿泊料（1 夜につき）	食卓料（1 夜につき）
議長	3, 000 円	14, 800 円	3, 000 円
副議長			
議員			

別表第 2 （第 3 条関係）
(略)

（郡山地方広域消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 郡山地方広域消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年郡山地方広域消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例（令和8年郡山地方広域消防組合条例第 号）の管理者等の職務にあるものに対して支給する旅費の例により、その費用を弁償する。 2 前項の規定にかかわらず、特別職の職員が公務のため組合の区域内を旅行したときは、別表第1に定めるところにより費用を弁償する。ただし、公用の自動車等を利用した場合は、支給しない。	（費用弁償） 第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表第1に定めるところにより費用を弁償する。 2 前項の規定にかかわらず、特別職の職員が公務のため組合の区域内を旅行したときは、別表第2に定めるところにより費用を弁償する。ただし、公用の自動車等を利用した場合は、支給しない。

別表第 1（第 5 条関係）
(略)

3 費用弁償については、前 2 項に定めるもののほか、郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例（昭和48年郡山地方広域消防組合条例第17号）の規定を準用する。

別表第 1（第 5 条関係）
費用弁償

区分	費用弁償の額		
	日当（1 日に つき）	宿泊料（1 夜に つき）	食卓料（1 夜に つき）
監査委員	3, 000円	14, 800円	3, 000円
特別職（監査委員を除く。）	2, 600円	13, 100円	2, 600円

別表第 2（第 5 条関係）
(略)

（郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

7 郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年郡山地方広域消防組合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償） 第29条 （略） 2 旅行に係る費用弁償の額及びその支給方法については、 <u>郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例（令和 8 年郡山地方広域消防組合条例第 号）の規定の例による。</u> この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第 4 条第 1 項に規定する行政職給料表における 2 級以下に相当するものとする。	（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償） 第29条 （略） 2 旅行に係る費用弁償の額及びその支給方法については、 <u>郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例（昭和48年郡山地方広域消防組合条例第 17号）の規定の例による。</u> この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第 4 条第 1 項に規定する行政職給料表における 2 級以下に相当するものとする。

（提 案 要 旨）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例の全部を改正する。

郡山地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月3日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

郡山地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

郡山地方広域消防組合火災予防条例（昭和59年郡山地方広域消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(炉) 第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(17) (略) <u>(17)の2</u> (略) <u>(17)の3</u> (略) (18) (略) <u>(簡易サウナ設備)</u> 第10条 <u>簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> <u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u> <u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源</u>	(炉) 第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(17) (略) <u>(17)の2</u> (略) <u>(17)の3</u> (略) (18) (略)

とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで、第16号から第17号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第10条の2 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（変電設備）

第15条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(3)の2 (略)

(3)の3 (略)

(4)～(10) (略)

2・3 (略)

（サウナ設備）

第10条 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（変電設備）

第15条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(3の2) (略)

(3の3) (略)

(4)～(10) (略)

2・3 (略)

(住宅における火災の予防の推進)

第36条の7 組合及び組合を組織する市町は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第50条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第53条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第52条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(3)の2 (略)

(住宅における火災の予防の推進)

第36条の7 組合及び組合を組織する市町は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第50条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第53条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第52条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(3)の2 (略)

(4)～(6) (略) <u>(6)の2 簡易サウナ設備</u> (個人が設けるものを除く。) (7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。) <u>(7)の2</u> (略) (8) (略) <u>(8)の2</u> (略) (9)～(15) (略)	(4)～(6) (略) (7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。) <u>(7)の2</u> (略) (8) (略) <u>(8)の2</u> (略) (9)～(15) (略)
---	--

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。ただし、第50条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部改正に伴う所要の改正を行い、併せて規定を整備する。

専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月3日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

記

専決第1号 損害賠償の額を定めることについて（別紙）

（提 案 要 旨）

専決処分の承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて（別紙）

理 由

郡山市[REDACTED]において、当組合職員が消防車両を運転中に、駐車場内の浄化槽を通過したところ浄化槽の鋼製蓋及びその枠を破損させ、損害を与えたことについて、その損害を賠償する必要性が生じたため。

令和8年1月13日

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

(別紙)

損害賠償の額を定めることについて

令和7年9月18日午前11時25分頃、郡山市[REDACTED]において、当組合職員が消防車両を運転中に、駐車場内の浄化槽を通過したところ浄化槽の鋼製蓋及びその枠を破損させ、損害を与えたことについて、その損害を賠償するため、郡山地方広域消防組合は郡山市に対し、金1,909,248円を支払うものとする。